

平成30年度苦情担当者(障害分野)継続研修会開催要綱

1 目的

社会福祉事業の経営者には、利用者等からの苦情に対して、適切に対応することが求められており、苦情解決に積極的に取り組むことは、利用者の事業者に対する信頼を高め、福祉サービスの質の向上を図ることになります。

本研修会は、平成27年度～平成29年度苦情担当者研修会を受講した施設・事業所を対象に、サービスの質の向上を図るために事業所で可能な取り組みを考えることを目的として開催します。

2 主催 香川県運営適正化委員会（福祉サービス運営適正化委員会）

3 日時 平成31年1月30日（水）10：00～16：00

4 会場 香川県社会福祉総合センター 7階第1中会議室
高松市番町 1-10-35 TEL 087-835-3334

5 対象

(1) 参加対象施設・事業所

平成27年度～平成29年度開催の苦情担当者研修会受講施設・事業所

(2) 参加対象者

苦情解決責任者、苦情受付担当者

(苦情担当者研修会参加者に限定しません。)

6 定員 各 54名

7 参加に当たって

(1) 参加者は、先着順に決定しますが、参加希望が多い場合は、本研修会を受講していない施設・事業所を優先し、参加者を1事業所1名とさせていただきます。
あらかじめご了承ください。

(2) 定員を超過した場合は、申込受付を終了したことを香川県社会福祉協議会ホームページで周知しますので、ご確認ください。

香川県社会福祉協議会ホームページ <http://www.kagawaken-shakyo.or.jp/>

(3) 参加の可否は、12月25日（火）を目途にご連絡します。

8 参加費 2,500円

(1) 研修会当日に振込用紙をお渡しいたしますので、本会指定の口座にお振込みください。

(2) 振込手数料は、参加者のご負担となります。ただし、当日配布の専用振込用紙による百十四銀行の本・支店での振込みの場合は、手数料負担はありません。

(3) 欠席の場合は、資料を後日送付いたします。

9 内容 平成29年度苦情担当者(高齢者・障害者分野)継続研修と同じ内容です。

9:30～10:00 受付

10:00～10:10 開会

10:10～11:45 ワークショップ「虐待・苦情につながる行為」

講師：香川県運営適正化委員会事務局

11:45～12:45 休憩

12:45～16:00 ワークショップ「虐待・苦情につながる行為」
演習「苦情事例から学ぶ」
講師：香川県運営適正化委員会事務局
16:00 閉会

10 参加申込

別紙「参加申込書」により平成30年12月18日（火）までにメール又はFAXにてお申込みください。参加申込書のワード形式のデータを、香川県社会福祉協議会ホームページに掲載します。

香川県社会福祉協議会ホームページ <http://www.kagawaken-shakyo.or.jp/>

11 個人情報の取扱いについて

「参加申込書」に記載された個人情報は、本研修会の運営管理の目的のみに使用させていただきます。なお、参加者名簿には氏名、所属、役職名を掲載いたします。

12 申込・お問い合わせ先

香川県運営適正化委員会事務局

〒760-0017 香川県高松市番町1-10-35 香川県社会福祉協議会内

TEL：087-861-1300 FAX：087-833-3022

e-mail unteki@kagawaken-shakyo.or.jp